

「宗教法人 規則認証（設立）」手続きの補足説明及びポイント

北海道石狩振興局

1 宗教活動を継続して行っていること。

- (1) 法人格を取得しただけで、何の活動も行っていないと申請はできません。
- (2) 活動も年に1回の行事等では、活動を行っているとできません。
- (3) 宗教活動とは、信者が参加しての礼拝や儀式などの行事を言います。

事前協議時に礼拝など宗教行事の写真、機関紙・会報など(発行されていれば)の提出していただきます。これらにより活動の有無を判断をします。

認証申請の際は、事前協議（期間中）以前の3年間の活動実績が審査対象となります。

注：法人格の取得の目的が、便宜的な節税対策や、公益事業（墓地・墓園経営）等の運営に利用しようとするなどは、申請対象になりません。（宗教団体であるとの偽装）

ポイント

- ・ 宗教行事の写真は、信者（信徒）が写っているものが必要となります。
信者が写っていることで、信者の存在、その宗教行事の開催について信憑性^{しんびようせい}が確認されるからです。
- ・ その宗教団体の盛大に開催される宗教行事だけでなく、礼拝・説法など、毎月行っている宗教行事についての写真も必要となります。

2 一定数の信者がいること

- ・ 宗教法人の収入は、信者からの寄附金、献金によっています。
- ・ 信者数が少なすぎると財産規模が弱く、安定的にまた継続的に法人運営が行えません。
- ・ 概ね、30名という基準が設けられています。

ポイント

- ・ 事前協議前にこの信者数を満たす必要はありません。
- ・ 事前協議期間中に布教活動等により、信者数を増やすように活動してください。
- ・ この基準を満たそうとして、強引な手法で信者を増やすことは絶対に、お止めください。

3 宗教及び団体活動の施設が適法に存在していること。

- (1) 宗教施設（礼拝堂など）、会議や事務執行などの団体事務を行っている施設が存在していることはもちろんのこと適法に存在しているかどうか審査対象となります。

適法に存在するとは、例えば、畑や田などの農地であるのに農地転用許可（あるいは農地転用届）を受けずに宗教施設を建築した場合は、農地法違反となります。

(2) 建物を建築する際は、市や都道府県機関に「建築確認申請」を行わなければならない、この申請をしないで建築した場合は、建築基準法違反となります。

さらに規則の認証をする際は、「建築確認」だけでなく、建築した後に建築確認申請と同じ建築物を建てたことを確認してもらう「完成検査」も求められております。

このように、農地法、建築基準法、更に都市計画法など関係法令に抵触していないことが適法に存在していることとなります。

これから宗教施設などを建築しようとお考えでしたら、建築場所がどのような所なのか、農地法、都市計画法、建築基準法などの点に十分考慮してください。

そして、必ず完成検査を受けてください。

ポイント

- ・ 事前協議の際に、建築確認書、完成検査済書、以前その土地が農地であったならば、農地転用許可書（又は転用届出書）の提出が求められます。（コピーを提出）
- ・ 規則認証申請の際、改めてこれらの書類を提出することとなりますから、紛失されぬよう大切に保管してください。

4 宗教施設を法人名義で自己取得できること。

宗教団体は、未だ法人格を取得しておりませんので、法人名義では取得することができません。

宗教団体代表者や信者名義で取得せざるを得ませんが、法人格を取得してから速やかに、その宗教法人名義で取得し、登記できることが条件となっております。

ポイント

- ・ 基本的には、宗教施設（境内地・境内建物）は宗教法人の自己所有が原則であります。境内地（施設の敷地）は、やむを得ない事情があれば、賃借物件でも差し支えありません。

ただし、賃貸借期間は数年ではなく、長期（永年、数十年）にわたり安定的・継続的に使用できる保証が確認できることを条件としております。

5 団体として運営されていること。

(1) 団体（数人集まれば団体です。）である以上、代表者個人の独断と偏見で活動することは好ましくありません。

その団体独自の何かしらの決まりがあるはずで、これが、規則になります。

そしてその規則に従って活動する必要があります。

(2) 活動するには、資金が必要になるはずで、

どういう活動を行い、これにどれくらいお金がかかるのか、結局どういう活動をし、どれくらい使ったか明らかにしなければなりません。

これらが活動計画、予算、活動報告・決算となります。

(3) 団体である以上、予算などを話し合っで決める会議があるはずです。

信者全員が集まって開かれるもの（株式会社で言えば、株主総会のようなもの）と、信者が選んだ役員が集まって開かれるもの（株式会社で言えば、取締役会のようなもの）の2種類が場合によっては、必要となります。

これが総会と役員会（名称は問いません）となり、それぞれ議事録を作成する必要があります。

会社組織と異なり、役員会（宗教法人法では「責任役員会」と呼びます。）が最高意思決定機関となります。

- ・ 事前協議時に、これらのことも調査されます。
- ・ 団体活動を行っていることが認められないと、法人設立は困難です。
- ・ 認証申請の際は、事前協議（期間中）以前の3年間の団体としての活動実績が審査対象となります。

ポイント

- ・ 事前協議を行っていく上で「団体規則」はもちろんのこと、予算書、決算書、活動計画書、活動報告書、各議事録の提出が求められます。
コピーを提出し、原本（オリジナル）は大切に保管してください。
- ・ 「議事録」は、〇年〇月〇日、△時から△時までどこで開き、何を決め、何を報告し、誰がどんな発言をしたのか記載しておかなければなりません。
また、議事録作成人、署名人の記載も必要で、議長と議事録署名人の署名捺印が必要となります。
- ・ 規則や議事録は事前に確認（審査）しますので、内容（作成方）に不備な点がある場合は、こういうようにした方がよいなどと指導をしますので、その指導に従った内容に整備し直していかれた方がよいです。

6 その他

団体の負債総額（宗教施設の不動産に設定された抵当権等を含む）が資産総額の1/3以下であること。（概ね3年程度の返済実績・適正な返済計画書等を確認します。）

なお、活動拠点ではない、代表者個人宅などは関係ありません。

ただし、包括団体等が債務保証を行い、当該抵当権が行使されないものと認められる場合はこの限りではありません。